

令和七年十月二十八日（火曜日）午前十時零分 開会

出席委員（三十九名）

石川	涉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	一郎	委員
橋本	子愛	委員
松井	志平	委員
石川	学織	委員
阿部	慶徹	委員
鈴木	子み	委員
伊藤	成嗣	委員
石関	と出	委員
江阿	庸弓	委員
梅高	文日	委員
佐相	胤一	委員
佐遠	胤明	委員
相遠	照典	委員
菊今	昭子	委員
高青	淳子	委員
梶五	淳洋	委員
能柴	一人	委員
渋矢	美修	委員
吉高	修武	委員
高木	介三	委員
森奥	人三郎	委員
伊船	治成	委員
森	人廣	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英人	君
監査委員	賀加	正和	君
監査委員	松伸	也伸	君
代表監査委員	田優	優	君

監査委員	海老名 信乃 君
企業管理者	松澤 勝志 君
病院事業管理者	阿彦 忠之 君
総務部長	小中 章雄 君
みらい企画創造部長	會田 淳士 君
防災くらし安心部長	庄司 雅人 君
環境エネルギー部長	沖本 佳祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒井 雅彦 君
産業労働部長	奥山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒田 あゆ美 君
農林水産部長	高橋 和博 君
県土整備部長	永尾 慎一郎 君
会計管理者	柴崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸一 君
教育長	須貝 英彦 君
警察本部長	水庭 誠一郎 君
人事委員会事務局長	工藤 明子 君
労働委員会事務局長	鈴木 和枝 君

午前 十時 零分 開会

○能登委員長 ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

直ちに審査に入ります。

去る九月定例会において本委員会に付託されました議第百四十五号から議第百四十九号までの五議案及び十七決算を一括議題に供します。

初めに、分科会における審査の経過と結果について、各分科会主査より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

総務分科会主査梶原宗明委員。

○梶原総務分科会主査 総務分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和六年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算及び令和六年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算の三決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、各部長及び会計管理者から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当次長及び課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしましたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「令和六年度における事務事業見直し・改善の成果及び優良事例について。また、部局間で優良事例を共有できる仕組みが重要と考えるがどうか」「山形空港の定期便における路線ごとの搭乗者数の目標値及び実績について。また、名古屋便の復便に向けた今後の県の対応について」「外国人総合相談ワンストップセンターの取組状況及び連携している行政書士会の知見のさらなる活用について」「令和六年に発生した能登半島地震を受けた本県の防災体制に係る検証内容及びそれを踏まえて展開した防災・減災対策事業の詳細について」「バス・タクシーの運転手不足が全国的に深刻化している中、本県が実施した第二種運転免許取得支援事業の実績と効果について」「東日本大震災による本県への避難者を対象に実施したアンケート調査結果の詳細について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました三決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって総務分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○能登委員長 文教公安分科会主査伊藤香織委員。

○伊藤文教公安分科会主査 文教公安分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分の一決算であります。

本決算の審査に当たりましては、教育長及び警察本部長から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「脱炭素化推進事業債を活用したLED式信号灯器の導入状況について」「スクールカウンセラーの活動状況について。また、本県のいじめ解消率が高い要因について」「朝食摂取と学力には相関関係があるとされるが、朝食摂取率向上に向けた取組について」「横断歩道や道路標示の整備状況について。また、これらの更新頻度が摩耗の進行に追いついていないと思うがどうか」「難関大学及び医学部医学科の合格者数の状況について。また、難関大学等を目指す高校生の学力等の向上に向けた取組について」「小学校教員体験セミナーの成果と課題について。また、同事業は、将来の教員確保に有効と考えるが、課題を踏まえた山形大学とのさらなる連携及び今後の事業の在り方について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました一決算については、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○能登委員長 厚生環境分科会主査石川正志委員。

○石川厚生環境分科会主査 厚生環境分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和六年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算、令和六年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び令和六年度山形県病院事業会計決算の四決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、病院事業管理者からは決算の概要について、環境エネルギー部長、しあわせ子育て応援部長及び健康福祉部長からは決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「山形県パートナーシップ宣誓制度における宣誓書受領証の交付実績について。また、宣誓書受領証を提示することで利用できるサービスの状況及び今後の対応について」「令和六年度において県内臨床研修病院における臨床研修医の確保率が目標値を下回った要因及び今後の対策について」「野生鳥獣の生息状況調査の実施状況について。また、野生鳥獣による被害が拡大している実態に合わせて、各管理計画を見直す必要があると考えるがどうか」「やまがた緑環境税の活用実績及び課題並びにそれを踏まえた今後の取組方針について」「後継者不足の診療所と県内外の医師との医業承継マッチング支援の実績及び成果について。また、地域医療を守るために医業承継支援の一層の周知が必要と考えるがどうか」「やまがたハッピーサポートセンターにおけるマッチングシステム『Ai（あい）ナビやまがた』の登録会員数及び成婚組数について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました四決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって厚生環境分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○能登委員長 農林水産分科会主査相田日出夫委員。

○相田農林水産分科会主査 農林水産分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和六年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算、令和六年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算及び令和六年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の四決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、農林水産部長から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「本県の中山間地における大区画整備面積の実績及び農地整備の事業計画に対する進捗状況について」「六次産業化に関する各種事業の概要及び実績について。また、当該事業は農家の所得向上につながるものであるべきと考えるが、今後の方針はどうか」「米粉の利用拡大関連事業の実績及び米の価格が上昇する中においても米粉の利用拡大を図っていくための今後の取組について」「新規就農者数及び水稻や野菜などの部門別の内訳について。また、新規就農者の定着には、農業所得の確保に向けた支援の一層の充実が必要と考えるがどうか」「県産種雄牛を活用して生産される肥育素牛の出荷状況について。また、総称山形牛のさらなるブランド化を図るために、県産種雄牛の活用を推進すべきと考えるがどうか」「農林水産部が所管する各種基金の運用状況について。また、基金に係る金利収入を最大限確保して事業へ活用すべきと考えるがどう

か」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました四決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○能登委員長 商工労働観光分科会主査江口暢子委員。

○江口商工労働観光分科会主査 商工労働観光分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました決算は、令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和六年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算及び令和六年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算の三決算であります。

これら決算の審査に当たりましては、産業労働部長、観光文化スポーツ部長及び労働委員会事務局長から決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「山岳観光推進事業で実施した蔵王エリアと県内の主要観光地をつなぐバス運行の状況について。また、路線バスについては、観光客の利用増加による地域住民への影響を踏まえた対策が必要と考えるがどうか」「労使間トラブルの未然防止のために労働委員会が実施する出前講座の受講団体及び地域別の開催状況について」「県内における休廃止鉱山の状況及び鉱害防止に向けた対応について」

「山形県総合文化芸術館への遠方からの来館促進に向けた取組状況について」「山形県ハルビン事務所の活動状況及び実績について」「やまがた就職促進奨学金返還支援事業の活用状況及び活用促進に向けた制度内容の見直しについて」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました三決算については、全員異議なくいずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○能登委員長 建設分科会主査高橋弓嗣委員。

○高橋建設分科会主査 建設分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会に付託になりました案件は、議第百四十五号から議第百四十九号までの五議案並びに令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算中本分科会所管分、令和六年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算、令和六年度山形県流域下水道事業会計決算、令和六年度山形県電気事業会計決算、令和六年度山形県工業用水道事業会計決算、令和六年度山形県公営企業資産運用事業会計決算及び令和六年度山形県水道用水供給事業会計決算の七決算であります。

これら案件の審査に当たりましては、企業管理者からは議案及び決算の概要について、県土整備部長からは議案、決算の概要及び主要な施策の成果と実績について、担当課長からは内容の詳細についてそれぞれ説明を聴取するとともに、監査委員の意見を参考として慎重に審査いたしたのであります。

以下、審査の過程における主な質疑事項について申し上げますと、「令和六年七月の大河災害からの復旧に係る災害査定の結果及び工事の進捗状況について」「やまがた木造住宅担い手育成事業の成果について。また、住宅新築時における事務負担が増えていく中、個人建築事業者に対する事務負担の軽減に取り組んでいくべきと考えるがどうか」「企業局における令和六年度の資金運用の概要について。また、資金運用の手法等に対する監査委員の所感について」「流域下水道事業会計決算に係る未処分利益剰余金の処分状況及び繰越利益剰余金の有効な活用方法について」「事務執行に対する監査指摘事項の主な内容について。また、それらの改善に向けた対応について」「道路空間DX事業の概要及び整備したオープンデータの活用方法について」などの質疑と意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本分科会に付託になりました議第百四十五号から議第百四十九号までの五議案については全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと、七決算については全員異議なくいずれも認定すべきものと、それぞれ決定いたしました。

以上をもって建設分科会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○能登委員長 以上をもって各分科会主査の報告は終わりました。

これより議案及び決算に対する質疑を行います。

発言の順序は私から指名いたします。

梶原宗明委員。

○梶原委員 改めましておはようございます。決算の初めての質疑でございます。今まで皆さんのがいろいろな委員会であるとか、また質問等で議論してきた中身と若干重複する部分もあるかと思いますけれども、御了承願いたいと思います。

石破総理大臣に代わる新しい総理大臣に高市早苗氏が就任いたしました。初めての女性総理誕生ということで、期待する向きも多いかと思います。所信表明演説では、強い経済をつくり、日本列島を強く豊かにしていく。絶対諦めない決意で、国家国民のために果敢に働いていくと力強く決意を述べています。

一方、権力を握ると孤独だと言われています。都合の悪い話は入ってこなくなるし、自分に取り入る人ばかりに囲まれて、裸の王様になりがちだということもあるようございます。

個性の強い高市総理でございます。それは魅力的ではあるが、唯我独尊で暴走するおそれがないかと見る向きもあるようでございます。いずれにせよ、国民の生命と生活を守るために、働く決意に期待するところであります。

我々議員も、一義的には住民の生命と財産、そして生活を守る活動、行動が重要と考えます。「事独り断（さだむ可（べ）からず。必ず衆（もろとも）と与（とも）に宜（よろ）しく論（あげつら）ふ可（べ）し」「政治とは、独断ではなく、共に語り、共に悩み、共に決める営み」、これは私も念頭に置きながら質問をさせていただきたいと思います。

吉村知事におかれましては、平成二十一年の初当選以来、心の通うあったかい県政を掲げ、現場主義、県民目線を重視した県政運営に取り組まれてきたと認識しております。令和六年度は、知事就任から十六年目、四期目の任期満了の年であり、改選を控え、県民の期待に応えるべき、これまでの県政運営集大成の重要な年であったと考えます。

しかしながら、昨年度においては、庄内・最上を中心に県北部に甚大な被害をもたらした七月大雨災害の発生、資源エネルギー価格の上昇、それとともに、物価高騰は企業活動・県民生活に深刻な影響を与え、さらには人口減少の加速、本県基幹産業である農林水産業の持続可能性への懸念など、県政を取り巻く環境は厳しいものだったと認識いたします。

特に、大雨災害では、迅速かつ的確に、さらには被災地、被災者に寄り添った対応が必要でありましたが、被災された方々の生活再建や地域インフラの復旧復興は道半ばであり、引き続き、その取組を進めなければなりません。激甚災害指定は早かったものの、それ以降の対応、施策が被災地に十分理解されてきたでしょうか。

また、エネルギー価格の上昇や物価高騰が企業活動や家計を直撃する中、県民はじめ、中小企業や小規模事業者、農業者等に対して、現場の声を踏まえた実効性ある支援が求められています。

加えて、今年に入り、県人口がついに百万人を割り込むという事態が現実のものとなりました。県政運営に与える影響は大きく、県政の根幹に係る課題であると受け止めます。こうした人口構造の変化に対して、県としてどのように対応してきたのか、それがどのような成果になっているか、説明が必要なのではないでしょうか。

さらに、「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」や「Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想」など、時代の変化を捉えた主要施策については、県民にどのように理解され進展しているのか、その進捗状況や成果について、分かりやすく丁寧な説明も必要ではないかと考えます。

これらの観点を踏まえ、令和六年度における県政運営について、知事御自身はどのように評価されているのか、そして、それを今後の県政運営にどう生かされるのか、吉村知事にお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。それでは、お答え申し上げます。

私は「心の通う温かい県政」の基本姿勢の下、「県民視点」「対話重視」「現場主義」、この三つを重視をし、県民一人一人が未来に明るい展望を抱いて、暮らし続けたいと思えるような山形県づくりに取り組んでまいりました。特に、県民の暮らしと経済活動の基盤は安全安心であり、県民の命と暮らしを守ることを最優先に県政運営に当たってまいりました。

そうした中、昨年七月の大雨では、庄内・最上地域を中心に、これまで経験したことのない甚大な被害が発生いたしました。私自身、何度も現地に足を運びましたが、すさまじいまでの被災状況に目を疑ったところであります。この災害では、三名の貴い命が失われるとともに、土砂災害や浸水被害など、県全体での被害額は、記録が残っている中で最大の一千万億円に上り、現在もなお、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている方々がいらっしゃいます。

県としましては、発災直後から災害対策本部を立ち上げ、全庁を挙げて対応するとともに、政府や市町村、関係機関とも連携し、被災された方々の生活再建や被災地の復旧復興に取り組んでまいりました。一日も早く日常生活を取り戻していただけるよう、引き続き市町村とともに被災地・被災者の方々に寄り添いながら、復旧復興に向けた取組を着実に前に進めてまいります。

また、エネルギー価格や原材料価格の高騰、物流コスト・人件費の上昇などを背景とする物価高騰を受けまして、県民の暮らしや事業者の経営は大変厳しい状況にさらされたところであります。こうした中、政府の補正予算も積極的に活用しながら、特に影響の大きい低所得世帯を中心に、燃料購入に対する支援や独り親世帯への県産米の提供、子ども食堂やフードバンク活動を行う団体への助成など、苦しい生活実態に即した支援を行ってまいりました。

加えて、事業者への支援としましては、商工関係団体からの要望などを踏まえ、中小企業・小規模事業者の適切な価格転嫁の促進のほか、市町村が取り組むプレミアム商品券等発行事業への上乗せ支援などに取り組みました。さらに、農林水産業の経営継続に向けて、燃料価格、資材価格等の高騰に対応した支援を行ったところであります。

人口問題への対応につきましては、本県人口の百万人割れが目前に迫る中で、人口減少時代の県政運営の戦略としても位置づけた第四次山形県総合発展計画後期実施計画を令和六年度末に策定いたしました。この計画に沿って、県民との「『共生』『共創』×（かける）『挑戦』」を重視し、地域に活力とにぎわいを創出することで、本県の暮らしの魅力を高め、若者、女性をはじめ多様な人材を引きつけてまいりたいと考えております。

さらに、今年度は、県内の各界各層の皆様や県民の皆様と人口減少を前向きに乗り越えるアイデアや展望を出し合う、「やまがた未来共創会議」や「『県民まんなか』みらい共創カフェ」をそれぞれ開催しております。

本県におきましては、実質省内総生産額や名目省内総生産額、県民所得は上昇傾向にあり、一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターを通じた本県への移住者数や外国人旅行者受入れ延べ人数が過去最高、また、新規就農者は九年連続で東北一位となりました。ちなみに今年も新規就農者一位になりましたので、十年連続になったところであります。

加えて、国土交通省の調査において本県の県民一人当たりの関係人口が全国一位となるなど、明るい材料も見られるところであります、後期実施計画の下、全庁を挙げて取り組むとともに、関係者も含めてオール山形で新たな挑戦を進めてまいりたいと考えております。

その際には、社会経済情勢の変化をチャンスと捉え、本県の資源を有効に活用しながら、外部の資金や技術も取り込み、経済活力や地域価値の向上に結びつけていくことが重要であります。豊かな自然環境を活用した再生可能エネルギーの導入拡大や、スマート農業技術の普及・拡大をはじめとするDXの推進などにより、あらゆる産業の生産性向上や県民のウエルビーイング向上に結びつけてまいります。加えて、施策の推進に当たりましては、市町村をはじめ現場の声をしっかりとお聞きし、関係する皆様と一緒にになって取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も引き続き「県民視点」「対話重視」「現場主義」を徹底しながら、県民の皆様の幸せと本県の持続的な発展を目指して、全力で県政運営に当たってまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 知事ありがとうございました。

やはり知事が日頃からおっしゃっている現場主義、県民目線、これは私も大変大事だらうと思っておりますし、なつかつ現場の声を踏まえた実効ある支援と申しましょうか、そういったものをさらに進めていただきたい。そして、県民に寄り添ったオール山形での県政運営に御期待申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に進みます。

令和六年度の災害復旧費は、予算現額三百八十六億五十一万五千円で前年度比三二九・七%、二百六十八億九千四百二十六万四千円の増となりました。これは前年七月に発生した大雨災害の復旧予算が査定決定されたことが大きな要因であると考えます。

このたびの災害査定に当たっては、県当局の頑張りをはじめ、被害の大きかった市町村では、国交省から派遣していただいたT E C (テック) - F O R C E (フォース)、農林水産省から派遣いただいたM A F F (マフ) - S A T (サット)の方々の迅速な支援、被災自治体と関係事業者団体の協力体制が大きな力だったと思います。現場での迅速な対応について、大いに評価するところではあります。

公共事業は工期が設定されており、期間内に仕様書に従い完成、完了させるのが基本であります。特に災害復旧事業では、できるだけ早期に完成させることが求められております。

このため、県でもいろいろな手立てを講じているとは思いますが、被災地が一部の地域に集中していることや被災箇所が多いことから、様々な課題も聞こえてくるところでございます。一部の現場では、仮設施工条件を踏まえた設計・積算とともに、仕様書への適切な変更対応の明示が求められています。

また、事業者からは、被災地以外の遠方からの建設機材を調達した場合の割増しや、実勢価格を反映した設計労務単価の設定が望まれています。

建設業界においては、人手不足が以前から叫ばれており、急な改善は難しい状況を考えます。特に、大規模災害発生時には被災箇所が多いことから、発注工事量に対して対応可能な業者が不足するといった事態になりやすいと伺っております。

こうした中でも、被災地においては一日も早い復旧が望まれることから、災害復旧事業に当たっては、現場の声をしっかりと聴いて、発注の改善や工期等の柔軟な対応など、事業者に対する配慮も必要と考えますが、県の対応について永尾県土整備部長に伺いたいと思います。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 令和六年七月大雨災害からの早期復旧に向けた対応についてお答え申し上げます。

地域の建設業は、社会インフラの整備や維持管理、老朽化対策を担うなど、県民生活の守り手であり、昨年七月の大雨被害からの復旧に当たっても、大変大きな役割を果たしていただいております。

復旧工事については、被災直後から地域の建設業と連携して迅速に進めており、発注に当たっては、人家に近接しているなど緊急性の高い箇所を優先し、九月末時点で約六割の工事契約が完了しております。

一方で、早期復旧に取り組む中で、建設業界からは様々な御要望をいただいており、県としても、工事がより円滑に進むよう課題の改善に努めているところでございます。

まず、仮設工法に関する設計書と現場条件との相違につきましては、県で定めた設計変更ガイドラインに基づく受発注者間の協議により必要な対応を図っております。この運用が徹底されるよう、今後は特記仕様書に設計変更の協議について追記するとともに、既に契約済みの工事についても、必要に応じて適切な設計変更協議を行うよう、改めて監督職員等に周知してまいります。

次に、遠隔地からの機材や労働者の確保についての対応です。県では、国土交通省の基準に基づき建設機材や労務単価の積算を行っているところですが、委員御指摘の施工地以外から建設機材を調達した場合の割増しや、実勢価格を反映した設計労務単価の設定については現行基準では対応できません。今後、地方の実態に合った設計労務単価等が反映されるよう、しっかりと国土交通省へ要望してまいります。

さらに、人手不足への対応として、今回の被災箇所が六百四十九か所と多数に上ることから、近接箇所をまとめ三百工区程度にするなど、発注ロットを拡大した上で計画的に発注を行っております。また、入札参加者の要件を緩和するほか、復旧復興JVの参加も可能にするなど、入札への参加機会の拡大も図っているところでございます。

工期の柔軟な設定については、債務負担行為の設定による年度をまたいだ適切な工期の確保に加え、労働者や資機材の確保に配慮した余裕期間制度を活用するなど、現場の実態を踏まえた工事発注を行っております。

県としましては、引き続き、建設業協会や災害復旧工事の請負事業者の声をしっかりとお聴きして、一日も早い復旧に向けて取り組んでまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 永尾部長、ありがとうございました。

私、今までになく非常に前向きだったなど今の答弁を伺っておりました。

実は、荒瀬川の上流部分で、今年に入ってからなんですかけれども、六月、七月増水時期に、河川の工事現場で三度ほど、完成直前で、災害で流されたということで何とかならないかなと私も伺ったところでございました。

本当は、予定どおりいけば、流されないで一回で終われば次の現場へ行けるんだけれども、これができないと次の現場にも行けないとか、そういうこともあるようでございます。かといって、庄内以外の地域からも来ていただきたいんだけれども、やっぱり機材も足りなくて、遠方から調達しなければならないということも伺いました。それだと、なかなか今の設計単価では、ちょっと応援いただけないという状況も実際あったやに伺っております。

今の答弁を伺いますと、本当に心強いなと思っておりますし、今後もぜひ、業界ももちろんなんですかけれども、いろいろな皆さんと連絡、情報交換しながら、一日も早い復旧を望むところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大期に困窮世帯を支えるため、国が一兆円を超える国費で行った特例貸付制度が返済の期間を迎えております。令和五年から順次始まり、一世帯当たり毎月数千円から数万円が返済されています。

制度は、休業などで収入が減少した世帯が都道府県の社協を通じ、二百万円まで無利子で借りられ、全国で約百六十万世帯が利用したと見られております。令和六年末までに返済期限を迎えた総額のうち、予定どおり返済されたのは三九%に当たる九百四十七億円、滞納額は六一%に当たる一千四百六十六億円となっており、今後ますます増加することが予想されます。なお、返済免除は六千五十五億円見込まれているようです。本県においてはどのような状況でありますか。

このような事態の要因として、厚労省では、支援を急ぐ中、返済能力を十分に見極められなかつたと、支援の状況を把握した上で、生活再建を後押しし、返済につなげたいとしております。

生活再建が進めば状況の改善は期待できますが、物価高騰で家計は厳しさを増している状況から、県としてどのような支援が必要とお考えか、健康福祉部長に伺いたいと思います。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 生活福祉資金特例貸付の返済状況と今後の対応についてお答えをいたします。

生活福祉資金の貸付けにつきましては、県社会福祉協議会が事業主体として実施しているもので、そのうち特例貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などにより収入が減少した世帯を対象として、本来の生

活福祉資金よりも貸付要件を緩和した特例措置として実施したものであります。

特例貸付けには、休業等に伴って緊急かつ一時的な生活維持のために貸付けを必要とする世帯を対象とした緊急小口資金と、失業等により生活に困窮している世帯を対象に一定期間の生活費を貸し付ける総合支援資金の二種類があり、令和二年三月から令和四年九月までの間に、緊急小口資金が四千八百二十九件、貸付額が九億二百九十三万円、総合支援資金が四千百六十五件、貸付額二十六億六千七百六十万円、合わせて八千九百九十四件、三十五億七千五十三万円の貸付けが行われております。

これらの貸付金の償還は、一定の据置き期間を経て令和五年一月から開始され、令和六年度末時点で三億六千九百六十二万円が償還されております。

なお、滞納額につきましては、償還期限が到来していない貸付金が多くあるため、明確なことを申し上げることはできませんが、期限到来時においても収入の減少が続き、生活に困窮している住民税非課税世帯等につきましては、申請に基づき償還を免除することができる取扱いとなっております。本県における令和六年度末時点の償還免除の状況は、二つの資金を合わせて四千七百三十件、免除額は十六億七千五百六十万円であり、貸付額の四七%が償還免除となっております。

こうした状況の中、さらに物価高騰などが続き、家計の厳しさが増していることから、厚生労働省では、既に償還免除の承認を受けた方や、償還免除が受けられず償還が困難な方など、引き続き、生活再建に向けた支援が必要とされる方に対し、積極的なフォローアップ支援を行うよう各都道府県社会福祉協議会に求めているところです。

これを受け、県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会では、訪問等のアウトリーチにより個々の生活状況を把握し、必要に応じ生活困窮者に対する就労支援や家計改善事業などを行う自立相談支援機関、生活保護を実施する福祉事務所、生活困窮者向けの就労支援を行うハローワークなどとの連携を強化するなど、今後の生活再建に向けたきめ細かな支援に取り組んでおります。

また、今年度は、県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会において委託契約を締結することで、フォローアップ支援の実施方法や役割分担を明確にするなど、実施体制の強化を図っているところです。

県としましては、今後とも償還免除された方や償還に不安を抱える方に対し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな支援が行われるよう、県社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、引き続き適切に対応してまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 部長、ありがとうございました。

四千三百七十一件、大きいですよね。十六億七千万円ですか、これも私、今日初めて伺ったんですけれども、大変だなと思っております。

それに伴って、この件数を各市町村の社協などが日頃から家庭訪問に伺って、いろいろ実態は調査しているんだろうと思っています。その中で、免除であるとか今後の支援、今いろいろ伺いましたけれども、それが果たして十分に伝わっているのかというところは、なかなか実態把握が大変なのかなと思っております。

住民税非課税世帯といったものも、こういった皆さんには多分お分かりなんだろうと思いますけれども、いろいろな支援と申しましても、低所得者、そして生活の再建めどが進めばということも含めて、各市町村の社会福祉協議会にお邪魔したときに、実際としてそういうことまできめ細かに果たして指導できるのかなというのも、私、少し疑問に思ったところなんです。この辺はどうなんでしょうかね。

さらに、言葉は悪いですけれども、手っ取り早いのは返済免除、この辺が今後増えるのかなと考えられるんですが、その辺の見込みと申しますか、実態は分かりましたけれども、今後さらにどういった政策でこの事業なり返済を進められるとお考えか、もしお考えあれば再度伺いたいと思います。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 委員からお話をありましたように、なかなか免除まではいかなくても、生活で困窮されている方がいらっしゃるといった事実があると思います。

そういうこともありますので、厚生労働省のほうでは、各社会福祉協議会に対しまして、フォローアップ支援をしっかりと行うようにという要請が来ておりまして、それを受けまして、県の社会福祉協議会と各市町村の社会福祉協議会において、委託契約というものを結びまして、役割分担、支援の方法なんかもはっきりと明確にさせていただいて、その体制の強化というか支援の強化を図っているということでございます。

そういうことも受けまして、今後になりますけれども、それぞれの個々の状況に寄り添ったきめ細かな支援が行われるように、県の社会福祉協議会と関係機関を含めながらですけれども、それぞれ県も連携しながら、引き続き対応していきたいと思っております。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 これ、大事だと思っています。本当に、物価も高騰して困った困ったという声も伺っておりますので、

各市町村の社会福祉協議会と連携して、こういったことにきちんと、こういう制度があるんだということをさらに周知していただきたいという思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

三年前になりますけれども、柴田委員のほうからも質問されております、コロナ融資の返済についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した中小企業や個人事業主を対象とした利子補給制度を活用して、十年間実質無利子無保証料で融資が受けられる地域経済変動対策資金の本格的な返済が始まっています。コロナ禍から十分に売上げが回復しないまま返済が始まつたことで、事業継続を断念せざるを得ない事業者も出始めたとお聞きします。本県においてはどのように経過し、今後どのように推移するとお考えでしょうか。

当時の我妻産業労働部長は、令和四年度からは態勢の強化を図り、相談の一つ一つに丁寧に対応すると答弁しておられます。また、条件変更や借換えも含めた対応が求められております。これらの状況も併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 中小企業・小規模事業者向け十年間無利子無保証料の制度資金の返済状況と今後の対応につきましてお答え申し上げます。

新型コロナの影響を受ける県内事業者の事業継続を支援するため、令和二年に全国に先駆けて実施いたしました十年間無利子無保証料の制度資金であります地域経済変動対策資金につきましては、認定実績が七千四百八十七件、金額で一千八百三十八億円となり、最大二年間の据置期間を経て、現在、本資金を利用した全事業者の元金償還が始まっています。

県では元金償還の本格化を見据え、令和三年度から、県及び商工団体への相談窓口の設置や金融機関における継続的なモニタリングに加え、償還が困難となった事業者の負担を軽減するため、元金償還繰延べ等の条件変更の場合、繰延べした元金部分に対する利子を一律一%の低利率に設定したほか、既往債務の借換えが可能な資金の創設により、元金償還の長期化・平準化を図るなど、関係機関と連携し、事業者の実情に応じて柔軟に対応してまいりました。

その結果、本年九月末時点の償還状況は、元金償還が困難となった事業者に代わり、県信用保証協会が金融機関に弁済を行ったものは全体の三%であります二百三十一件となりましたが、借換えや条件変更を行った六百十九件を含め、全体の九七%の事業者が償還を継続しているところでございます。

県では、コロナ禍の令和二年度から事業者の持続的な経営の実現と、地域経済活力の維持向上に向け、県と県内の金融機関で構成いたします金融ワーキングチーム会議を継続的に開催しております。その中では、無利子融資の償還状況や、その後の経営状況等の確認と金融支援策に関する意見交換を行っているところでございます。本年八月の会議では、借換え等の支援措置により足元の償還状況は落ち着いているものの、「原材料や燃料、人件費などのコストアップが長期化しており、条件変更是増加傾向にある」「条件変更を繰り返す事業者の資金繰り正常化に向けた支援を強化する必要がある」といったコロナ後の経営環境の変化にも併せて注意が必要であるとの意見を伺っているところでございます。

物価高騰や人件費の上昇、人手不足など、事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増している中、事業者が既往債務を順調に償還し、事業を継続的に発展させるためには、償還に対する支援だけでなく、さらなる経営基盤の強化が重要であると考えております。

県としましては、引き続き償還の状況を注視するとともに、丁寧な相談対応、そして、借換えや条件変更などの資金繰り支援に加え、生産性の向上や販路開拓などによる収益力向上への支援などについて、金融機関、商工団体などの関係機関と連携を図りながら、事業者の事業継続・発展に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 今、数字聞いて、九七%は順調に返済されているというところを聞いて安心しました。

ただ、やはり条件変更とか平準化、これも大事だと思っておりますし、借換えも当然できるわけなので、さらにこういった支援を中心にしながら、ぜひ相談に乗って、本県経済が好循環になるように、さらなるお力添えといったものを期待したいと思います。

ありがとうございました。

次に、今年五月、本県の人口が百万人を割り込んだということは、先ほども述べさせていただきました。一九二〇年以来ということであるようでございます。

少子高齢化による人口減少は全国的な課題であります。本県でも課題解決、緩和に向け、施策を展開すると理解するところではあります。その中でも特に婚姻数の減少は、地域の人口のみならず、コミュニティーの在り方、教育・

福祉基盤にも影響する重要な課題だと考えています。

こうした中、県では、市町村や経済団体とともに設立した「やまがたハッピーサポートセンター」の運営や結婚新生活支援事業など、結婚を希望する方々への支援を行ってきたと理解しております。

県内の婚姻数は、令和元年の約四千組から、令和五年には三千組を下回り二千九百七十一組となったと伺っております。婚姻数の減少は、晩婚化や非婚化、経済的な不安や価値観の多様化など、要因は複雑に絡み合っていると理解しております。

令和五年度の県政アンケート調査でも、独身でいる理由として、「適当な相手にまだめぐり会わない」「独身の自由さや気楽さを失いたくない」「結婚する必要性をまだ感じない」等々多岐にわたっております。私も若い世代の方から「出会いの機会が少ない」「結婚したいが経済的に難しい」という声も伺っているところでございます。アンケート調査でも「いずれ結婚するつもり」という方が、十八歳から四十九歳まで七割程度いるというようなことでございます。

県では、これまで出会い系創出や結婚後の生活支援ということで、一定の成果を上げてきたとは思いますが、令和五年に導入されたAIマッチングシステム「A i（あい）ナビやまがた」の運用状況や「やまがた縁結びたい」の活動状況が気になるところでもございます。こうした事業の成果はすぐに数字に表れない側面もございますが、これまでの取組や今後どのように結婚支援に取り組んでいかれるのか、しあわせ子育て応援部長に伺いたいと思います。

○能登委員長 斎藤しあわせ子育て応援部長

○斎藤しあわせ子育て応援部長 結婚支援に関する取組についてお答えいたします。

社会情勢の変化に伴い、近年、若者の結婚観や家庭観が多様化しており、そうした変化を的確に捉えながら、結婚を望む方を出会い系から成婚まで総合的かつ継続的に支援していくことが重要であると考えております。このため県では、市町村や商工団体等と連携して、オール山形の体制で「やまがたハッピーサポートセンター」を設立し、出会い系の創出や婚活イベント情報の発信、結婚相談会やセミナーの開催等の取組を進めてまいりました。

委員からお話をありました、マッチングシステム「A i ナビやまがた」は、AI技術を活用した新たな出会い系を創出するため令和五年一月に導入し、スマートフォンでの利用を可能とするなど、利便性の向上を図ったことにより、システム導入前と比較し、お見合い件数が約一・三倍、交際成立組数が約一・二倍となっております。加えて、本システムを利用した方が成婚につながるよう、希望に応じて、お見合い時からの伴走支援も展開してきたところです。

また、県では、ボランティア仲人「やまがた縁結びたい」の活動を支援しており、令和七年三月末現在、六十三の個人・団体が定期的な情報交換会や県内各地での結婚相談会を開催し、一人一人に寄り添った対応を行うことで多くのお見合いや交際につながっております。

このほか、令和六年度は、センターの認知度向上と「A i ナビやまがた」の利用促進を図るため、市町村等と連携したSNSや広報紙への掲載、ラジオでのCM放送など多様な媒体を活用したPRを展開いたしました。さらに、結婚支援コンシェルジュによる市町村への助言や、企業間交流の取組の促進などにより、令和六年度の成婚数はセンターに報告いただいたものだけでも六十六組となったところです。

一方で、市町村からは「婚活イベントの参加者を増やしたい」「効果的な周知方法を知りたい」などの相談や、企業からは社員の結婚に積極的に関わることへの戸惑いの声など様々な御意見もあることから、よりきめ細かな対応が求められております。

こうしたことから、引き続き、結婚支援コンシェルジュの専門的な知識や経験を活用しながら、結婚支援の取組に関する悩みや相談を丁寧にお聴きし、趣味やスポーツなどを通した交流など、多様な出会い系を創出することも重要であると考えております。

県といたしましては、出会い系の拡大と成婚数等の増加に向けて、今後も関係団体等と連携しながら、ニーズを踏まえた支援を展開し、誰もが結婚や家庭を持つことに希望を持てる社会の実現に取り組んでまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 「A i ナビやまがた」、やはり非常に期待するところです。ただ、「やまがた縁結びたい」のほうも、実績見ますと山形県いいですよね。他県では、もう何と申しましょうか、自治体での婚活支援、こういったもの、なかなかちゅうちょされている自治体も始めたということを伺っておりましたし、この数字伺うだけでも非常に頑張っているなと思うところでございます。

ただ一つ、こういった市町村もそうなんですか? いろいろなところでお伺いするのは、「縁結びたい」もそうなんでしょうけれども、個人情報の保護であるとか、企業なんかで婚活イベントなんかに積極的に参加してくださいと言えないんですよね、今これ、セクハラ、パワハラということで。こういったものの改善にも、ぜひいろいろな手立て必要だと思いますので、検討していただきたいなと思いますし、「A i ナビやまがた」、これからもさらに充実

して、一・三倍、一・二倍という数字もありましたので、これからやはり人口減少、結婚したいという若い世代の皆さん多くございますので、ぜひとも成果が出るように、今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは次に、令和六年度の基金を活用した資産運用について伺いたいと思います。

今年六月に東北六県各県の債券運用について報道されております。報道されたのは令和五年度の運用状況でしたが、運用に積極的な福島県と消極的な山形県では、単年度利息収入で三億円を超える格差が生じております。

債券運用収入は、税収と違って地方交付税算定の基になる基準財政収入額に計上されません。税収では増収分の七五%が地方交付税で減額され二五%しか残りません。一方で、債券運用収入は税収のように交付税減額がないため、その全額が自主財源になります。したがって、その運用収入の増収効果は、税収の増収と比べて四倍の効果があつたとの見方ができるわけでございます。基金残高の違いはあるものの、運用により福島県では十五億円の税収と同程度の効果があつたとされております。一方、満期前の含み損が生じている場合は、途中解約すれば元本割れのリスクを負うことになり、どうしても急な現金化が必要になった場合、対応できないおそれもあります。

地方自治法では、基金に関して「確実かつ効率的に運用しなければならない」と示しています。本県の資金管理方針の基本方針では「県資金の運用においては、地方自治法等法令の規定に基づき、最も確実かつ有利な方法によらなければならぬ」とあります。

これらのことからも、元本の安全性を最優先に、支払いに支障が生じないよう流動性を確保して債権を運用するのは分かりますが、債権残高や基金残高に占める債権の割合が他県と比較してもあまりにも低いと思いますが、どうお考えでしょうか。

令和六年度の本県の運用利息は、五年度と比較して伸びておるようです。要因としては、預本金利の上昇によるところが大きく影響していると考えます。昨年十二月定例会予算特別委員会で遠藤和典委員の質問に、当時の山田会計管理者は、各部局からの依頼に基づいて会計局で行っている管理については、所管部局で検討すべき課題と整理されているということでございますが、資金運用でございますので、より専門性が求められることになると思います。

これらを踏まえて、より高度な情報収集や研究、会計局と所管部局との連携が必要と考えます。令和六年度の運用結果の所感と今後の展開の方向性について、柴崎会計管理者にお伺いいたします。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 基金を活用した資金運用についてお答えを申し上げます。

令和六年度の基金の運用につきましては、会計局において、所管部局からの依頼に基づき、二十八の基金、総額約八百億円を、一つ目、日々の支払いに充てるための歳計現金への繰替運用、二つ目、定期性預金による運用、三つ目、債券による運用、この三つの方法で運用したところです。令和六年度末時点の運用の割合は、歳計現金への繰替運用が九三・二%、定期性預金の運用が四・一%、債券運用が二・七%となっております。

令和六年度の運用収入について申し上げますと、一つ目、基金の繰替運用を含めた歳計現金等の運用収入は二千四百十八万円で前年度比二千三百五十二万円の増、二つ目、定期性預金による運用収入は三百三十三万円で前年度比三百二十三万円の増、三つ目、債券運用収入は三百七十万円で前年度比百九十二万円の増と、全て増加となりました。この要因は、預本金利が昨年度内に三回上昇したことや、新たに債券を購入したことあります。金利が上昇基調にある中、資金運用による収益は、歳入確保のため大変重要と考えております。

一方、令和六年度の日々の支払いに充てるための歳計現金については、仮に基金の繰替運用がなかった場合には、年度の大半の期間で支払資金に不足が生じていた状況であります。支払資金が不足したときの借入利子も昨年来上昇しているため、支払資金の調達コストと運用による収益とを比較しながら、基金等の運用を検討していく必要があるものと考えております。

なお、他県と比べて、本県の債権残高や基金残高に占める債権の割合が低いとの指摘がございました。報道によりますと、福島県においては、運用可能な基金残高が約六千億円と、本県の約八百億円に比べて多額になっております。また、本県では、昨年度に続き今年度も新たに債券を購入するなど、令和元年度以降、継続的に債権による運用収益の確保に努めておりますが、先ほど申し上げましたとおり、基金の大半を支払い資金となる歳計現金へ繰り替えていふことから、債券運用の割合が低くなっているものでございます。

基金を活用した資金運用につきましては、委員御指摘のとおり、リスクを伴い、専門性が求められることから、県の公金の管理及び運用について協議する公金管理委員会の公金管理班の中で、金利環境の変化を踏まえた今後の基金運用などについて、現在、研究・情報交換を行っているところであります。

また、会計局職員とともに基金所管部局の担当職員も金融機関の開催する債券運用に関するセミナーに参加するなど、専門性の向上にも努めています。

引き続き、市場動向の情報収集に努めるとともに、基金所管部局をはじめ関係部局としっかりと連携しながら、元本

の安全性と日々の支払い等に支障のないよう流動性を確保した上で、基金を活用した運用収益の向上に努めてまいります。

○能登委員長 梶原委員。

○梶原委員 会計管理者、ありがとうございます。

ある意味、我々から見ると、金利上昇しているので助けられているのかなと思っていましたけれども、それに伴つて借入れを起こすと、さらに大きな金利負担になるということも理解しているところでございます。

二年、三年ぐらい前から比べれば、非常に頑張られているなども思っておりまますし、やはり会計局と所管部局との権限、最終的な判断は所管部局だと伺っておりますので、そういったことで、より専門性が求められる分野だと思っております。

その辺を今後とも、大事な大事な県民の財産でございますので、こういったものをこれからも、より有利なと申しましょうか、安全安心も含めて運用に努めていただきたいと思います。

○能登委員長 時間が迫っておりますので御留意いただきますように。

○梶原委員 それでは、特殊詐欺の状況と防止対策について、今まで委員会、質問でも何度も議論されておりますけれども、改めて伺いたいと思います。

令和五年以降、本県では特殊詐欺が増加傾向にあるようでございます。報告書によれば、令和六年における特殊詐欺の被害状況は、認知件数七十八件、前年比三十一件の増、被害額は三億二千百五十五万円、前年比二億三千六百十万円の増、やはり年々増加しております。被害額、認知件数とも増加しておりますけれども、最近は、新たにSNS型のロマンス詐欺とか投資詐欺、本県でも増えておると伺っているところでございます。

その中で、私が一番問題に思っているのは、やはり警察官を名のって電話が入ったりいろいろなメールが入ってくるということでございます。この辺は、電話につきましては、「+8（プラスはち）」から始まれば分かるわけではございますけれども、こういったものを受け付けないようにする。そして、SNSもいろいろな注意喚起等を行っているようではございますけれども、相変わらず増えているなど、連日我々も報道で伺っているところでございます。

こういったことを踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか、そして、話題になっておりましたけれども、「トクリュウ」というのもございます。これは、より凶悪な、広域的な犯罪だというふうに我々も理解しているところでございます。そういったことで、このトクリュウに対する今後の対応とか、我々に対するPRも含めて、水庭県警本部長に伺いたいと思います。

○能登委員長 水庭警察本部長。答弁は簡潔にお願いします。

○水庭警察本部長 特殊詐欺の対策と、いわゆるトクリュウに対する対応ということで、簡潔に答弁申し上げます。

特殊詐欺の被害でございますけれども、今年の九月時点見ますと、昨年に比べて被害額で、県内で約二億三千万円増加しております、大変厳しい状況でございます。あと委員の御指摘ありましたように、手口の特徴としては、警察官などを装ったオレオレ詐欺が最も多くなっております。警察官を装って「あなたに逮捕状が出ている」などという脅しをかけてお金を振り込ませるやり方でございます。被害層は、五十代を中心に幅広い年齢に広がっているのも特徴でございます。

また、今年一月から九月までで、犯人からの電話の約七割が国際電話というのも特徴になっておりますので、それを踏まえ、県警では官民一体の取組ということを強く考えているところでございます。例といたしましては、まず何よりも犯行手口の周知と注意喚起ということを県民の方、隅々まで行うということが重要だと思っております。県警のSNSなど用いるのは当然でございますけれども、他の行政機関、県庁ですとか市町村の広報紙への掲載です。それから、経済団体、商工会議所などの方々と締結した協定に基づきまして、各職域を通じて職場で広めていただくということも考えてございます。

また、国際電話の利用休止を呼びかけたりですとか、金融機関やコンビニとの連携で、水際対策といいまして、だまされる直前の阻止や被害の早期発見の取組をしております。不審な取引を行おうとするお客様に声をかけていただいたり、そういうことを銀行やコンビニの方にしていただいております。

また、インターネット上で、実行犯がいわゆる闇バイトという形で募集されるという現状に鑑みまして、地元の予備校生ですか専門学校生、大学生の方に声をかけまして、サイバーパトロールを組織いたしまして、警察官も行っておりますけれども、犯罪の実行者を募集している投稿に対して、リプライ機能を活用して個別に警告を行ったりですとか、削除依頼を行ったりということをしてございます。

こうした取組を進めまして、地域の防犯力を高めて県民の財産の保護と安全安心の確保に努めてまいりたいと思っております。これが防犯対策でございます。

続きまして、トクリュウの検挙に對することでございますけれども、これは暴力団勢力が衰退する中で、特殊詐欺などを匿名性が高い犯罪として行う集団が台頭しております。これを警察では匿名・流動型犯罪グループと名づけて

おりまして、あらゆる法令を駆使して取締りを行ってございます。

県警でもこうした流れの中で新たな体制を構築しております。今年の四月には、部長級のポストとして、いわゆるトクリュウ対策の司令塔となるべき統括戦略官を設置いたしました。また、刑事部の組織犯罪対策課には、従来、特殊詐欺の対応を行うための特捜チームを設けて、特捜の係を設けておったんですけども、それに加えまして、SNS型投資・ロマンス詐欺に専門的に従事する係も設けるなど体制を強化しております。

また、山形県だけでは捜査は進みませんので、他県との合同捜査を積極的に行っております。

加えまして、今年の十月からでございますけれども、全国警察の捜査員を東京の警視庁に集めまして、トクリュウの犯行グループの中核的な人物、ターゲットに狙いを定めて、専門的にその取締りを行う匿流ターゲット取締りチーム、T3（ティースリー）と呼んでおりますけれども、これが構築されております。そこにも山形県警から出向させているところでございます。

最後に、検挙状況について件数的なものを申し上げます。トクリュウグループの性質に鑑みまして、資金獲得を目的とした犯罪に関する数字を御説明いたします。

昨年、令和六年中においては、特殊詐欺の受け子ですとか、預貯金口座の譲渡などの資金獲得犯罪で検挙した人員は四十五名ございました。今年は九月末時点で検挙人員は四十八名と、既に前年同期比では、昨年一年間を上回っているところでございます。

引き続き、トクリュウグループの実態解明と取締りを強力に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○能登委員長 梶原宗明委員の質疑は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時三十五分再開いたします。

午前 十一時 二十六分 休 憩

午前 十一時 三十五分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

橋本彩子委員。

○橋本委員 県政クラブの橋本彩子です。決算特別委員会最後の総括質疑という大変貴重な機会をいただきました。ありがとうございます。

九月定例会におきまして、私、身内に不幸がありまして二日間お休みをいただきました。在宅介護を続けておりました夫の父が逝去いたしましたが、河北病院の総合診療医の先生方をはじめ訪問看護ステーションの看護師の皆様に大変お世話になり、おかげさまで自宅で家族と共に見送ることができました。この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

今回の経験を通して、改めて在宅医療や地域医療の支えの大きさを実感いたしました。医療や介護の現場が連携し、地域全体で最後まで支える体制が整っていることは、本人や家族にとって何よりの安心につながります。西村山地域で統合再編される新病院の基本構想にあるように、身近で頼りになる地域密着型病院が、これから地域づくりにおいて大変重要であると感じています。

それでは、県民の命と暮らしに大きく関わる病院事業について質問に入ります。

総務省が発表した令和六年度の公立病院の決算によると、赤字を抱える病院の割合は八三%と過去最大となっております。県立病院の收支改善については以前も質問いたしましたが、物価高騰や人件費の上昇など、依然として大変厳しい状況であると認識しています。

また、病院事業会計は、平成三十年度に資金不足等解消計画を策定し経営改善に取り組んできましたが、令和六年度の資金不足比率は前年より悪化しています。

そこでまず、令和六年度決算の概況について、評価と課題認識を病院事業管理者へお伺いいたします。

○能登委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 お答えいたします。

病院事業会計の令和六年度決算については、急激な物価高騰や人件費の上昇の影響を受けて費用が大幅に増大した一方、診療報酬改定による収益の増がこれを補う水準に至らなかつたことなどから、経常損益が悪化し、大変厳しい結果となりました。

前年度と比較しますと、入院患者延べ数の増加などにより入院収益が伸びたことなどから、医業収益は二千百万円の増加となりました。一方で、給与改定や定年退職者の増などにより、給与費が十七億四千八百万円増えたほか、委

託料における労務単価の上昇などにより経費が五億一千万円増加するなど、医業費用全体では、前年度比で二十七億三千五百万円の増となりました。

この結果、医業損益は二十七億一千四百万円の悪化となり、一般会計からの繰入金などを加味した経常損益でも、前年度から三億一千七百万円悪化し、六億三百万円の経常損失となったところです。

こうした厳しい経営状況を踏まえ、一般会計からの繰入金を増額していただいたところですが、二年連続の赤字決算となり、地方財政法による資金不足比率でも八・五%から八・九%へと悪化しております。

特に中央病院では、前年度に比べて十億七千百万円悪化して三億五千八百万円の経常損失を計上する結果となりました。中央病院が赤字となるのは、平成二十八年度以来八期ぶりであり、このことが病院事業会計の決算に大きな影響を及ぼしております。その要因としましては、物価高騰や人件費上昇の影響を大きく受ける中で、中央病院のように手厚い人員体制を維持し、高度で専門的な医療機器を備える急性期病院において、人件費や機器維持費用が大幅に増加したことなどが挙げられます。こうした傾向は、全国の高度急性期機能を担う病院でも同様に見られる状況です。

この背景には、物価や人件費の上昇分が必ずしも診療報酬に適時適切に反映されないという、診療報酬制度上の構造的な課題があると認識しております。先般、県議会におかれましても、診療報酬等への物価等の変動に対応する仕組みの導入を求める意見書を国会及び関係省庁宛てに御提出いただいたところであり、県といたしましても、知事が直接、政府の施策等に対する提案活動を行ったほか、私自身も中央病院長等と共に、県選出国会議員に対して説明を行うなど、あらゆる機会を捉えて診療報酬に関する要望活動を行ってきたところであります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

急激な物価高騰や人件費上昇に向けて、診療報酬の改定がなかなか仕組みが整っていないということで、大変な思いをされているということはよく分かります。物価や人件費の上昇などは、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

令和七年度の経営状況の見通しと、経営改善につなげていくため、どのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○能登委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 お答えいたします。

今年度も物価高騰や人件費の上昇による費用増の傾向が続くほか、今後は職員給与のベースアップも見込まれることから、県立病院の経営は依然として厳しい状況にあります。こうした中でも、各県立病院が担う機能を踏まえて、その役割をしっかりと果たすことにより医業収益を増やすことが重要と考え、それぞれの病院で取組を進めております。

中央病院では、高度急性期医療、特に三次救急医療の中核病院としての役割を果たすべく、救急患者の受け入れ体制を強化しており、救急搬送の受け入れ件数は過去最高水準となっております。

新庄病院では、最上地域唯一の基幹病院として、地域救命救急センターの機能を最大限に発揮し、入院患者の受け入れ体制を整備するとともに、介護施設等との連携を強化する取組を進めた結果、今年度の新入院患者数は、前年度比で約一割増加しております。

河北病院では、西村山地域に根差した医療の提供に努め、令和五年度から総合診療医を配置して、在宅医療にも本格的に取り組んでおりますが、今年度はさらに二名増員して体制を強化したことで、訪問診療の件数は前年度を大きく上回るなど、地域包括ケアの要としての機能を着実に拡充しております。

こころの医療センターでは、県全域を対象とした精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療や児童思春期精神医療など幅広い分野で専門的医療を提供する一方、入院患者の地域移行支援、特に長期入院患者の地域移行支援にも力を入れており、デイケアの利用者数や訪問看護の新規登録者数が増加しております。

こうした取組の結果、九月末時点ではありますが、医業収益は全ての病院で前年度を上回り、全体で約五%の伸びとなっております。

一方、医業費用の削減に向けては、今年四月から中央病院で一つの病棟を停止して休棟、休みにしておりまして、また、河北病院では緩和ケア病棟を廃止するなど、病棟再編による人員体制の集約化を進めました。また、令和八年度の予算編成に当たっては、経費の多くを占める委託料等について、仕様の見直しなどの余地がないか、例外なく検討を進めるとともに、価格が高騰している診療材料については、県内他病院と連携した価格交渉など、新たな取組を取り入れながら、少しでも費用を抑えられるよう検討を進めているところです。

このように、経営改善に向けてあらゆる方策を講じているところでありますが、現時点では一般会計からの多額の繰入金による支援が不可欠な状況にあります。病院事業局としましては、こうした支援に依存する構造を少しでも改善できるよう、各病院の院長をはじめ、職員一人一人が一丸となって、引き続き経営健全化に取り組んでまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 今、九月末時点で、非常に頑張って医業収益上げていらっしゃるということで、本当にすばらしいことだなと思いました。やはり、それを上げていくというのはなかなか難しい取組なんだろうと思いますので、強みを伸ばしていくところを本当に頑張っていただきたいと思います。

記憶に新しい新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、公立病院は最後のとりでとして、地域医療の最前線で多大な役割を果たしてくださいました。特に、感染拡大初期の第一波のときには、国からの補助金が十分でない中、患者を受け入れれば受け入れるほど赤字が膨らむという厳しい状況に置かれながら、公立病院の少ない自治体では、受け入れてくれる病院が足りずにお亡くなりになった方も出たというお話をお聞きしています。今年の一月に参加した地方議員研究会でそれを学んでまいりました。その後、補助制度が整備されてからは、民間の病院も受入れがどんどん進んだということありますけれども、公立病院が地域住民を守るために大変な思いをして頑張ってくださったということに、改めて心から感謝を申し上げます。感染症や災害など、平時、有事を問わず、県民の命を守る上で、公立病院の存在は不可欠であると考えます。

経営改善の取組は大変重要ですし、今も頑張っていらっしゃると思いますけれども、改革も行き過ぎると、かえって医療提供体制の脆弱化を招きかねません。医療の質を高めて、医師や職員が働きやすい環境を整えることが、結果的に経営を改善させるという先行事例もあります。人件費以外の支出を減らすということが、今も様々な方策で、診療材料についても交渉の取組を進めているということではありましたけれども、人件費以外を減らすことがもう難しい場合には、コストカットは一旦置いておいて、やはり収益の拡大とか人材確保という攻めの視点も必要ではないのかなと考えております。

高市新総理大臣からは、診療報酬の改定時期を待たずに経営の改善や処遇改善に向けた補助制度を前倒しで実施するという発言もあったということをお聞きしています。今後の動向に大きく期待したいと思っています。

引き続き、県立病院が地域医療の中核としての役割を果たし続けていけるように、経営の健全化と医療提供体制の維持強化の両立に向けた取組を進めていただくことを要望いたします。

病院事業管理者、ありがとうございました。

次に、総務部長にお伺いいたします。

現時点で、県民の命と暮らしを守る大前提となる医療体制を維持するために、一般会計から、先ほども発言ありましたけれども、多額の繰り出しが行われています。そのインパクトは相当大きなものとなっています。県の一般会計の財政運営にも影響を与えていると思いますけれども、その点についてどう捉えていらっしゃいますでしょうか、総務部長にお伺いいたします。あわせて、来年度の予算編成において、厳しい病院事業会計の状況をどう織り込んでいくのか、お考えをお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

病院事業会計への一般会計からの繰出金につきましては、地方公営企業法において、性質上、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、当該収入のみで賄うことが困難な経費については、一般会計等において負担するものとされていることに基づき、毎年度支出しているものです。

近年、物価の高騰や人件費の上昇などにより、費用が増大する一方、診療報酬はそれらを補う水準には至らず、病院事業会計の経営状況が一層厳しくなっており、それについて繰出金の額も増加しております。コロナ禍前の平成三十年度の繰出金の額は、総額で約六十四億円だったのに対し、令和五年度は約九十二億円、昨年度は約百十八億円の繰り出しを行ったところであり、一般会計に与える影響は非常に大きいと捉えております。

こうした中、令和七年度当初予算と同時に公表しました県財政の中期展望では、社会保障関係経費が高い水準で推移することなどもあり、ここ数年は、一般会計において多額の財源不足が生じることが想定されることから、毎年度五十億円の事務事業の見直し・改善が必要と見込まれております。

これを踏まえ、令和七年三月に策定いたしました、山形県行財政改革推進プラン二〇二五では、五年間で二百五十億円と、従来の年間三十億円に対し、年間五十億円の経費削減目標を設定いたしました。

今般、令和八年度予算編成に当たり、改めて財政収支を試算したところ、物価高騰の長期化や、その影響を受ける病院事業会計への繰り出し、老朽化が進む県有施設等への対応などにより、やはり五十億円の経費削減が必要と見込まれたところです。

この削減に当たりましては、従来どおりの手法では達成が困難であることから、令和八年度予算編成方針において、部局ごとに削減目標額を設定し、予算の内容を最も熟知している各部局において、部局長のマネジメントの下、要求段階で削減を検討していただくこととしているところです。

このように財政状況も厳しい中ではありますが、県立病院は、県民の命と健康を守るため必要不可欠であります

で、引き続きしっかりと支えてまいりたいと考えております。

また、公立病院の経営を取り巻く厳しい状況は全国的なものであり、自治体のみの努力では限界があることから、物価や人件費の上昇分の診療報酬への適切な反映、繰出金に対する交付税措置のさらなる拡充等について、病院事業局と連携しながら、機会を捉えて政府に要望してまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 令和八年度の予算編成においても、五十億円の予算の改善の見直しが必要ということで、それは県立病院の運営のためであるということも多く分かりました。以前から議論されていることではありますけれども、本当に難しい問題だなと思っております。

現在進行中であります西村山の新病院の整備につきましても、物価高騰により、現在想定されている事業費で進められるのか、とても不安を持っております。令和十三年度の開院に向けて、現在の整備計画などに影響がないことを願うばかりです。

国の財政運営の方向性にも左右されますが、一般会計の財政運営が厳しい状況が続く場合には、全体を見渡しながら、しなければならないこと、すべきこと、したいこと、したほうがよいことといった施策の優先順位を、これまで以上に厳格かつ冷静に見極めていく必要があると考えます。県民の皆様からの要望が強い事業であっても、あるいは現在進行中のプロジェクトであっても、財政状況を踏まえて、実施の見直しや延期といった判断が迫られる可能性もあります。

そうした判断を行う際には、県民の皆様に対して、なぜできないのか、何を優先するのかといった点について丁寧に説明して御理解を得る努力を重ねることが不可欠であります。説明責任を果たす姿勢こそが、県政への信頼へつながっていくと思います。

こうした厳しい財政環境を乗り越えていくためには、県執行部だけではなく、私たち議会も含め、県全体で現状を共有し、課題に正面から向き合いながら、真摯に議論を重ねていくことが何よりも重要であると申し上げ、私の意見とさせていただきます。

総務部長、ありがとうございました。

次に、公営企業会計決算についてお伺いいたします。

企業局の事業としては、電気事業、水道用水供給事業、工業用水道事業というインフラ事業がまず頭に浮かびますけれども、企業局では、これらインフラ事業に取り組んでいるほか、資産運用事業として県営駐車場と県民ゴルフ場の二つの公の施設を運営しております。

公の施設は、地方自治法にあるとおり、住民の福祉を増進する目的を持って設置されているものであり、山形市旅籠町にある県営駐車場は、中心市街地周辺の施設の利用者への駐車場提供を目的に、県民ゴルフ場は、県民が健康増進のため気軽にゴルフをプレーすることができる機会の提供を目的に設置された施設であると認識しております。

また、両施設とも、本年度で指定管理期間が終了となるため、さきの九月定期会では、県営駐車場の指定管理者の指定の議案が可決され、県民ゴルフ場についても、次期指定管理者の選定に向けた手続が進んでいくものと思います。

さて、先般、令和六年度の資産運用事業会計の決算について企業管理者から説明がありました。令和六年度は、県営駐車場の利用者数は前年度よりも減少した一方で、県民ゴルフ場の利用者数は前年度を上回り好調であったとのことでした。

そこで、県営駐車場と県民ゴルフ場の令和六年度の利用状況の詳細と決算状況について企業管理者にお伺いいたします。

○能登委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

企業局では、電気事業、水道用水供給事業など、地方公営企業法に規定する事業のほか、条例の規定により、資産運用事業として県営駐車場、県民ゴルフ場の経営を行っております。どちらの施設も民間の経営手法を取り入れるため、平成十八年度より指定管理者制度を導入しており、指定管理者は、自ら料金を収入して施設の運営費用を賄い、その収入の一部を企業局に納付することとしております。

まず、県営駐車場ですが、山形市の中心市街地における駐車場不足の解消を目的に、平成二年十月に事業を開始いたしました。これまでの利用状況を見ますと、平成三十年度までは、年間の駐車台数は十万台を超えておりましたが、令和元年度以降は、県民会館の閉館、新型コロナの影響で十万台を割り込んでおり、令和六年度は、近隣イベントの減などにより、前年度比二千五百九十一台減の七万八千二百六十七台となりました。

利用動向といいたしましては、平日は定期契約者の利用が多く、休日は遊学館や周辺施設の利用者など、時間単位での利用が多くなっており、利用者のニーズに応えるとともに、中心市街地の活性化に寄与しているものと認識しております。

一方で、決算状況でありますと、令和元年度までの純利益で見ますと一千万円超で推移しておりましたが、令和二年度以降は一千万円を下回っており、令和六年度の純利益は、建物本体の償却完了に伴う減価償却費の減などにより、前年度比六百五十万八千円増の八百六十二万九千円となっております。

続いて、県民ゴルフ場についてでありますと、県民が気軽にゴルフを楽しめる機会の提供、最上地域の振興を目的に、平成十年十月に舟形町にオープンいたしました。近年の利用状況といたしましては、平成二十一年度に初めて年間の利用者数が二万人を超え、平成二十六年度以降は三万人前後と高い水準で推移しており、令和六年度は雪解けが早く営業日数が増えたこともありまして、前年度比一千十八人増の二万八千五百六十一人となりました。

年齢別で見ますと、六十歳以上の利用者が全体の七割強を占めておりまして、地域別では村山地域からの利用者が五割以上となっている中で、秋田県など県外からの利用者も全体の一五%程度を占めております。こういったことから、シニア層の余暇活動の充実はもとより、交流人口の拡大、ひいては最上地域の活性化に寄与しているものと認識しております。

決算の状況でありますと、ここ数年間の純利益は八百万円台で推移しており、令和六年度の純利益は、大規模修繕工事の減などにより、前年度比二十九万九千円増の八百三十三万六千円となっております。

以上です。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。

今いただいた答弁で、県営駐車場は平成二年十月供用開始ということだったので、三十五年が経過しています。先ほども償却が終わったとお聞きしました。

また、県民ゴルフ場は平成十年オープンということですので、二十七年が経過しているわけなんですが、両施設とも老朽化が大変進んでいるのではないかと思います。

駐車場とゴルフ場は共に、様々な施設や設備で構成されておりまして、利用者が安全安心に利用するためには、施設・設備の定期的な点検や必要な更新を行うことが重要であります。

また、今年五月には、本県人口は百万人を割り、今後も人口減少が続いていると想定されている中で、県営駐車場の利用者、県民ゴルフ場の利用者の減少も懸念されます。

そこで、このような状況において、県営駐車場と県民ゴルフ場が抱える課題をどのように捉え、施設・設備の老朽化への対応を含め、今後、両施設をどのように運営していくのかお伺いいたします。

○能登委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

両施設が抱える共通の課題といたしましては、やはり老朽化があります。県営駐車場につきましては、供用開始後三十五年経過しておりますと、経年劣化が進んでおります。二十年程度で更新が必要となります機械設備等は、数年後に二回目の更新時期を迎えることになります。そこで、駐車場内の誘導設備の更新、外壁の改修なども合わせると、今後十年間で八千万円程度の経費が必要になる見込みであります。

一方、県民ゴルフ場でありますが、こちらもオープン後二十七年が経過しておりますと、コース管理機器などの更新、電気設備等の改修等が必要となっております。今後十年間で三億五千万円程度の費用を要すると見込んでおります。加えて、本県の人口減少の進行、これが両施設の利用者数に影響を及ぼすことが懸念されております。

このような中で、安定的な施設運営を確保していくためには、施設の更新・改修を計画的に実施していくことはもとより、利用者の維持拡大によりさらなる収益増につなげる取組が必要であります。

このため、まず県営駐車場につきましては、指定管理者において、割安となる定期券の販売や子育て世代向けの割引を実施しておりますと、今後は、新山形市民会館のオープン、文翔館周辺エリアでのウォーカブルなまちづくりなどと連動した新たな取組について、指定管理者と連携して検討を進めてまいります。

一方、県民ゴルフ場でありますが、利用者のニーズに応えまして、カートナビを来年度から導入する予定であります。このほか、指定管理者において、友の会会員、女性・若者向けの割引プランを設定しておりますと、引き続き、さらなる魅力アップや利用拡大に向けて、企業局としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、企業局の資産運用事業として、両施設が利用者のニーズに的確に対応し、地域の活性化に寄与していくため、指定管理者、関係自治体・団体等との連携を一層強化し、地域と一体となった取組を進めてまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 両方ともかなりの費用をもって更新する必要がある施設があると。しかも、ゴルフ場は三億五千万円程度の費用が必要だということで、大変な費用だなと思っております。

先日、県民ゴルフ場にお伺いしてお話を聞いてまいりました。御利用いただいている方の七割が六十代以上ということでしたが、八割方は男性ということで、女性や若い世代の利用拡大に向けて、既に様々な工夫や取組がされてい

ることを承知しております。

ただ、ゴルフというのはなかなか、ある程度まとまった時間かけてゆったりと楽しむスポーツであることから、仕事や家事、育児などで時間の制約が多い若い世代や女性が、休日を丸一日ゴルフに充てるのはなかなか難しい面もあるのかなと感じております。クラブなどの道具をそろえたり、持ち運んだりしなければならないことも、特に初心者や若い世代にとってはハードルの一つになっているのかなと感じているところです。新品でなくとも、寄附などを通じて道具を集めることは十分可能であると思いますので、レンタル用のクラブなどを整備するのも一案ではないかなど感じているところでした。

もちろん、営業の方針については、指定管理者である会社の判断による部分が大きいかと思いますけれども、利用促進の一つの方向性として、意見として申し上げさせていただきます。今後とも、県民の福祉に十分に寄与していくだけるよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

松澤企業管理者、ありがとうございました。

次に、支援が必要となる子供への対応についてお伺いいたします。

まず、発達障がい児の支援についてお伺いいたします。

令和六年度主要な施策の成果及び予算実績報告書によれば、県では、発達障がい児に対する支援の強化として、公認心理師を活用した児童発達早期コンサルティング事業の発達相談や検査を行うことによって、早期からの支援につなげられたとの記載がありました。こうした取組は、発達障がい児の早期発見、早期支援の観点から極めて重要であり、今後も継続的な充実が求められるものと考えます。

一方で、県内では少子化が進む中であっても、発達障がいが疑われるお子さんの割合は年々増加傾向にあります。これは、発達障がいに対する保護者・教育現場の関心の高まりによるものと思われますが、実際に診断を受けられた御家庭、また、育児に対して何らかの困難を抱えておられる保護者の方からは、大きな不安を持っているとの声が聞こえています。

特に、療育や発達支援を希望してもすぐには支援につながらず、こども医療療育センターなどの専門機関で待機を余儀なくされているお子さんが多くいらっしゃいます。保護者の方々からは「子供のことも、親のことも、早く助けてほしい」と切実な声が寄せられており、支援のタイミングが遅れることによる不安や負担の増大は、家庭だけでなく地域全体の課題ともいえる状況です。

こども医療療育センターは、県内における発達障がい児支援の中核的な役割を担う専門機関であります。支援を希望する子供の増加に対して、支援体制や人員の確保が追いついていないのではないかとの懸念もあります。また、発達障がいの心配がある子供を早期発見、早期支援につなげていくためには、こども医療療育センターの待機期間の解消だけではなく、地域での支援体制を構築していくことも必要であると考えます。

そこで、こども医療療育センターにおける現在の待機者数や平均的な待機期間の現状についてお伺いします。あわせて、待機期間の解消に向けた現状の取組と課題認識、そして今後の支援体制の強化に向けた方向性について健康福祉部長の考え方をお伺いいたします。

○能登委員長　酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長　お答えいたします。

発達障がいを診療できる医療機関や医師などの医療人材不足が深刻化する中、学校や市町村などの地域における発達障がいへの意識の高まりにより、専門的医療機関への受診希望者が増加していることから、初診までの待機期間の長期化が全国的な課題となっております。

一方で、年間五百人近くの新規患者を受け入れているこども医療療育センターの医師によると、受診した子供の半数以上について医療行為は必要なく、むしろ地域の教育施設や児童福祉施設において、子供の特性に合わせた療育支援を適切に行なったほうが、より改善効果が期待できると伺っているところです。

そのため県では、令和三年度にこども医療療育センターの常勤医師を一名増員するとともに、地域での早期支援を充実させるため、市町村へ公認心理師を派遣し、地域において発達相談や発達検査を行う児童発達早期コンサルティング事業を開始することで、こども医療療育センターにおける初診待機期間の短縮を図ってまいりました。

これらの取組の効果もあり、初診待機期間は令和二年度の七か月台から、令和五年度には、検査の種類にもよりますが、一か月から二か月台へと、他県と比べても大きく改善したところです。

しかし、令和六年度に、山形市内の病院において、児童・思春期外来の新規患者の受付を停止したことなどにより、こども医療療育センターの新規受診希望者が増加し、令和七年九月末時点における初診待機者数は、未就学児が百一名、就学児が三十二名の計百三十三名で、初診までの待機期間は三か月台と長くなっている状況にあります。

発達障がいのある子供への支援については、委員の御指摘のとおり、医療資源が限られている本県においても安定的に受けられるよう、こども医療療育センターだけではなく、発達障がいの状態に合わせて地域全体で支えていく必

要があります。

そのためには、まず県民の方々が、発達障がいを疾患ではなく誰もが持つ発達特性の一つとして理解し、地域の中において、発達障がいのある子供が自分らしく成長できるよう、日常生活や社会生活を送るための支援や環境を整えていくことが重要であると認識しております。

県としましては、今年度新たに、就学児の診療を開始した山形大学医学部附属病院とも連携し、医療を必要とする子供への対応を強化するとともに、地域での早期支援の充実を図るため、引き続き、市町村に対し、児童発達早期コンサルティング事業の積極的な活用を促すほか、他県の事例も参考にしながら、一次スクリーニングなどを行うためのチェックリストや、医師の診断がなくても保護者や関係者が必要な療育や支援を行うことができるガイドラインの作成、さらには、発達支援に対する協議の場の設置など、学校や市町村、児童福祉施設の職員などが行う地域での取組への支援を強化してまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 山形市の病院が、なかなかちょっと難しくなったということで、今まで混んできてしまったということをお聞きしました。それでなくとも、一、二か月に大きく改善したわけではありますが、やはりすぐには受けられるわけではないということであったと思います。

療育の必要な子供たちが、早期に適切なサポートを受けられるようになることは、子供本人の健やかな成長にとってもすごく重要ですし、また、日々不安を抱えている保護者にとっても非常に重要なことであると考えます。

地域の支援体制の一翼を担う放課後デイサービスなどでも、「やまがたサポートファイル」あると思うんですけれども、その認知が進んでいないようでした。学校とのケース会議にも参加される先生方がいらっしゃると思いますので、そのような取組についても認識を深めていただけるようにという声もありました。

先々週、県議会の海外政策課題調査団として、マレーシアを訪問してまいりました。マレーシアでは、コロナ禍のロックダウンによって、子供たちの学習や発達のケアが十分に行われなかつたという課題を受け、専門家と連携して、発達の状況を確認できるアプリを開発し、政府の事業として公立の幼稚園で導入していました。このアプリを活用することで、園児一人一人の発達状況を日常的に把握し、必要に応じて療育的な支援を行うことが可能になっています。さらに、専門的な支援が必要なケースだけを療育センターにつなぐ初期のトリアージができるということで、限られた専門人材の負担軽減にもつながっているということでした。

こうした先進的な取組は、山形県の課題解決にも有効であると感じましたので、関係機関や現場の声を丁寧にすくい上げ、ICTを活用した早期発見と段階的な支援を両立させる取組について、議会としても引き続き議論を深めてまいりたいと考えております。

酒井健康福祉部長、ありがとうございました。

次に参ります。ヤングケアラーの支援についてお伺いいたします。

ヤングケアラーとなっている子供たちは、様々な家庭環境の中で家族のケアをすることで、学校に行く、友達と遊ぶといった子供らしい日常を送ることが難しい状況に置かれています。家庭の中で起こっていることであるがゆえに、家族の問題は家族で解決するものだという価値観が根強く、子供自身がつらいと言えず、助けを求めるなどをためらうケースも少なくありません。

今年の三月に、県政クラブ会派の有志で、北海道社会福祉協議会を視察し、ヤングケアラー支援の先進的な取組について学んでまいりました。核家族化や家族構成の変化などによる複合的な世帯の問題であるケアラー問題は、地域共生社会の実現に向けて重層的な相談体制をどう進めるかがポイントであるとお聞きしました。

ケアをしている子供たちが、ケアをしていない子供と同じ生活をするのは難しいかもしれません、同じ選択肢を持つことができる、学校に行きたい、学びたい、友達と自由に遊ぶことができる権利があることを感じられることが大切です。ただし、ケアをしている子供全員がヤングケアラーであるとは限らず、支援を必要としているかどうかは状況によって異なります。だからこそ、子供たちがSOSを出したいたと思ったときに、安心して相談できる場所があることを伝えていくことが大事です。

一方で、家庭内で口止めをされている場合や、本人が言いたくないと感じているケースもあり、支援のアプローチには慎重さと尊重が求められることを学びました。

道社協で行った道内の調査で、家庭内でケアをしている方に何かがあった場合、代わりにケアをするのは誰かという問い合わせに対して、「子供」と答える割合が高かったとのことです。国が進めているヤングケアラー支援は、その子に時間をつくろうとしているものですが、そもそも大人のケアが十分に行われない限り、子供にその役割が委ねられる構造は変わりません。したがって、ヤングケアラー支援は子供個人への支援にとどまらず、世帯全体を対象とした包括的な支援として捉える必要があります。

ヤングケアラーへの支援は、単に困っている子供を助けるだけではなく、子供としての権利を守り、教育機会の確

保、家族全体の福祉、そして地域社会の未来を支えるという極めて重要な意味を持っています。

県では、これまでの取組に加え、令和六年度からはヤングケアラーへの支援の充実を図っているとお聞きしていますが、その支援の状況と見えてきた課題、今後の取組について、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○能登委員長 斎藤しあわせ子育て応援部長。

○斎藤しあわせ子育て応援部長 ヤングケアラーへの支援の状況と今後の取組についてお答えいたします。

成長過程の子どもたちが、年齢や成長の度合いに見合わない過度な負担を抱えるヤングケアラーは、進学や就職、友人関係など、将来への様々な影響が懸念されることから、早期に気づき、相談や支援につなげていくことが重要であると認識しております。

県ではこれまで、早期の気づきを図るため、市町村職員やスクールソーシャルワーカー、介護支援専門員など、各分野における専門職を対象とした研修会の開催等により、ヤングケアラーに関する課題意識の共有を進めてまいりました。

また、相談・支援については、市町村の各種窓口や児童相談所等での対応に加え、令和五年三月からSNS相談窓口を開設するとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会を中心に、具体的な支援の在り方を検討し、学校など関係機関による見守りや福祉サービスの利用等に向けた助言などの支援を行ってきております。

令和六年度からは、地域における支援体制の強化を図るため、新たにヤングケアラー・コーディネーターを三名配置し、全市町村を訪問して先行自治体の取組を紹介するなど、支援の充実に向けた助言等を行うとともに、ラジオ番組での情報発信や子ども食堂を運営する民間団体等への周知啓発、さらには市町村の要望を踏まえ、県内四地域ごとにヤングケアラー支援関係者を対象とした研修会などを実施してまいりました。

こうした様々な場を活用した重層的な取組により、「子供の権利を守るという視点が大切」「子供とその家族両方への支援が必要」などの声が寄せられ、広く課題意識の向上が図られたことに加え、一部の市町村では独自にコーディネーターを配置するなど、地域における取組の充実につながったものと考えております。

一方で、支援の好事例に係る情報の共有や発見・相談・支援の在り方等については、さらに検討を進める必要があるものと考えております。

このため、今年度は、ヤングケアラー経験者を講師に、より具体的なモデルケースについての理解を深めながら、教育や福祉など関係機関と連携し、先行自治体の事例を元に、ヤングケアラーの実態把握の方法や支援の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

県としましては、引き続きヤングケアラーに対する社会的関心を高め、早期の気づきから相談・支援につなげるなど、市町村や関係機関等と力を合わせて、全ての子供が置かれている環境等にかかわらず、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 様々な支援をしていただいているのがよく分かります。北海道社会福祉協議会から伺ったところによると、児童養護施設に一時的に入所する子供たちの中には、異常なほど小さな子供の世話が上手な子がいるということでした。背景をたどると、家庭内での親の精神疾患やネグレクトなどの事情により、兄弟の世話を担っていた、いわゆる兄弟ケアラーとしての経験を持つ子供たちが多いそうです。そのような子供たちは、施設を出て家庭に戻っても、再びケアラーとなり、自分の進学や就職を諦めざるを得ない状況に追い込まれるケースもあると伺いました。

また、全国六か所の少年鑑別所で行われたヤングケアラーに関する調査では、国の調査で示された二十人に一人という割合を大きく上回り、一・五倍から二倍の割合でヤングケアラーが存在していたとのことです。地域にも家庭にも居場所がなく、病気や障がいのある家族のケアに追われ、家で食事を取ることもできなくなった子供たちが、優しく接してくれる非行少年・少女たちと行動を共にするようになってしまふ、そうした現実もあります。

少年鑑別所で更生を求める前に、社会が世帯の問題に早く気づき、支援の手を差し伸べができるようになることができていれば、子供たちの人生は大きく変わっていたかもしれません。

そのためには、家庭でも地域でも安心して過ごせる居場所を多様に用意していくことが、何よりも重要であると感じています。そして、その一つが学校であることは、非常に大きな意味を持つと考えています。

斎藤しあわせ子育て応援部長、ありがとうございました。

次に、教育現場における福祉との連携について、教育長に伺いたいと思います。

これまで、発達障がい児支援、ヤングケアラー支援について伺ってまいりました。いずれも、医療・福祉の領域にとどまらず、教育現場との連携が不可欠であることを改めて強く感じております。

発達障がい児に対しては、早期発見・早期支援が重要であり、医療機関や福祉部門による支援と並行して、学校現場における理解と対応力の向上が求められます。特別支援教育の充実に向けて、通常学級においても発達特性を持つ

児童生徒が安心して学べる環境づくりが必要です。

また、ヤングケアラーについても、学校が子供たちの変化に気づき、支援につなげる重要な役割を担っています。子供たちが家庭の事情を抱えながらも、学校という場で安心して過ごし、学び、相談できる環境が整っているかどうかは、支援の第一歩となります。教育現場では、教員の皆様が日々、子供たち一人一人に寄り添いながら、非常に献身的に対応されていることは、決算という数字には表れない部分ではありますが、私自身も深く理解し、敬意を表すところです。

困難を抱える子供たちへの支援は、福祉、医療、教育というそれぞれの分野で完結するものではなく、連携があつてこそ、より効果的な支援につながります。今年三月に北海道社会福祉協議会を視察した際にも、ヤングケアラー支援の要点として、教育と福祉の連携の強化を繰り返し強調されておりました。子供たちの権利を守り、教育機会を保障するためには、教育現場が福祉部門とつながり、支援のネットワークを強固なものにすることが重要です。

そこで、発達障がい児やヤングケアラーを含む困難を抱える児童生徒への支援について、教育現場と福祉部門との連携をどのように捉え、今後、どのように強化していくお考えか、教育長の御所見をお伺いします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 教育現場における福祉との連携についてお答えをいたします。

近年、発達障がいの疑いのある子供は増加傾向にあり、また、ヤングケアラー等の問題が顕在化しているため、学校がこのような困難を抱える子供たちについての理解を深め、適切に対応していく必要性が高まっております。しかし、これらの問題は学校だけで解決することが難しいことから、医療や福祉等と密接に連携しながら取り組んでいくことが重要であります。

特に、ヤングケアラーや、あるいは虐待など、家庭環境に起因する問題については、子供たち自身がその状況を訴えることが難しい場合が多いため、日常的に子供たちと接している学校の教職員が、ささいな変化に気づき、問題の認知の発端となることが期待されていると認識しております。

そのため、県教育委員会では、教職員を対象として、ヤングケアラー等について研修を実施するなどして理解を深め、早期発見につながるよう努めているところであります。

また、児童生徒の相談体制を充実させるために、学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置しております。そして、このような児童生徒が発見された場合には、学校職員、市町村教育委員会及び福祉担当者等から成るケース会議を開催し、対応方法等についての検討を行った上で、連携して継続的な支援を行っております。

今後は、教職員の理解促進や関係機関とのスムーズな連携を一層進めるため、専門機関の助言をいただきながら、ヤングケアラーや虐待を受けている子供たちを見逃さないためのポイント、状況把握や対応の際の留意点、市町村のこども家庭センターや県の児童相談所といった具体的な相談窓口などを示したリーフレットを作成・配布してまいります。

また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を対象とした研修会を開催し、学校と関係機関が連携しながら、困難を抱える児童生徒等に対応できるようスキルアップを図ってまいります。

発達障がいの疑いのある子供につきましても、一人一人の障がいに応じたきめ細かな教育ができるよう、これまでにも、障害福祉サービス事業所から特性に応じた関わりや環境の調整について効果的な助言をいただくなどしているところでございますが、今後もこのような連携を継続してまいります。

県教育委員会といたしましては、福祉部門等の専門機関との連携を一層強化し、困難を抱える子供たちも安心して学校生活が送れるように支援してまいります。

○能登委員長 橋本委員。

○橋本委員 ありがとうございます。一層強化していただけるということで安心しています。

県内の市町村では、先ほどもありましたけれども、ケース会議をしているということなんですが、なかなか連携ができない、難しい地域もあるようとして、その中で、先生たちが忙し過ぎて、なかなかケース会議に出ることが難しいという場合もあるとお聞きしています。支援者の間でも、顔の見える関係が築くことができない場合もあるとお聞きしました。

また、特別支援においても、学校の先生方は目を離すことが難しい場合もあるということで、休憩やトイレの時間もままならないという話もお聞きしています。

先生方は、様々な課題に対して、多忙過ぎて対応し切れていない部分があると考えられます。それは子供に返ってくる問題もありますし、ひいては山形県の未来にも大きく関わってくると思いますので、そのような状況を踏まえて次の質問に移ります。

最後に、教職員のウエルビーイングについてお伺いいたします。

県勢発展の源泉が人であることは言うまでもありません。少子高齢化を伴う人口減少の進行、急速なデジタル社会

の進展、頻発・激甚化する自然災害の発生、さらには脱炭素社会の実現など、社会環境が大きく変化する中で、こうした時代をたくましく生き抜く確かな学力と豊かな人間性を育む教育の重要性は、これまでになく高まっております。

教育の成果は、決算の数字だけでは測ることができない質の面にも目を向ける必要があります。そして、その教育の質を支えるのは、何よりも教職員一人一人の力であります。子供たちに寄り添い、その可能性を最大限に引き出すためには、教職員が心身共に健やかで、意欲と誇りを持って職務に臨むことができる環境の整備が欠かせません。

しかし、現実には、学校現場では依然として多忙化による長時間勤務が課題となっています。先日、O E C D 加盟国の教員の業務時間調査の結果が公表されましたが、日本は、一週間の業務時間が小学校で五十二・一時間、中学校が五十五・一時間で、いずれも加盟国内で最長でした。前回調査との比較では、小学校、中学校のいずれも四時間ほど減ったとのことでしたが、国際平均との比較では、小学校で十一・七時間、中学校で十四・一時間上回ったとのことです。教員の働き方改革が叫ばれて久しいですが、国際的にも依然として多忙感がある状況が続いています。

こうした長時間勤務の要因としては、授業準備や生徒指導に加えて、部活動、保護者対応、I C T 対応など、業務の複雑化が進んでいることとされており、その結果、心身の疲弊や若手教員の離職といった問題も生じ、教育の持続性確保に懸念が生じております。

こうした中、全国的に教員の働き方改革が進められており、本県においても、教頭マネジメント支援員の配置や新規採用教員の支援体制の構築、教員業務支援員、部活動指導員の配置など、現場の負担軽減に向けた取組を積み重ねてきたところです。これらの取組が、実際に現場の働きやすさや教職員の意識変化にどのようにつながっているのかを丁寧に検証し、さらなる改善へつなげていくことが求められます。

教職員が働きやすい職場環境を整えることが、教職員のウエルビーイングの向上にもつながるとともに、子供たちの学習環境の充実に資するものと考えます。

教育委員会では、働きやすい職場環境づくりに向けた教職員の働き方改革を進めているところですが、令和六年度における取組と成果、そして今後の取組の方向性について教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 教職員のウエルビーイングについてお答えをいたします。

県教育委員会では、山形県公立学校における働き方改革プランに基づき、教員の長時間勤務の改善や負担軽減の取組を進めてまいりました。具体的には、令和六年度は教員業務支援員を百三十校から三百二十四校に拡大して、県内全ての小中学校及び特別支援学校に配置したり、スクールロイヤー四名を新たに委嘱して、いじめや不登校等に係る児童生徒の指導上の課題や保護者への対応等について、法的な助言をいただいたりするなど、教員を支援する人材配置の拡充を図ったところでございます。また、デジタル採点ソフトを県立高校三十八校に導入するなど、I C T を活用して教員の業務の効率化に取り組んでおります。

さらに、大学新規卒業もしくは学校勤務経験のない新規採用者がいる小学校に、より多くの教員を配置することで、担当する授業時数を削減したり、学級担任の業務を軽減したりするなどして、ゆとりを持って教員生活をスタートできる取組を進めております。

この結果、令和六年度は、時間外在校等時間の調査において、教員一人当たりの月平均時間が全校種で四十時間下回るとともに、月平均八十時間を超える教員の人数は、小学校と特別支援学校においてゼロ人となり、中学校と高等学校においても前年度に比べ大きく減少しております。

学校からは「教員業務支援員などの配置により、負担軽減を実感している」「効率的に仕事をしようとする意識が定着してきた」「職場全体に勤務時間内で業務を終えようとする雰囲気が醸成されている」といった声があり、徐々に効果が現れているものを感じております。しかし、委員御指摘のとおり、多忙感を持つ教員はまだ多いと認識しております。

政府は、令和十一年度までに、教員の一ヶ月の時間外在校等時間を月平均三十時間程度に削減することを目標に掲げておられ、本県といたしましても、今後さらなる勤務状況の改善に取り組む必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、教員が担うべき仕事に専念できるよう、業務内容を不斷に見直すとともに、教員を支援する人材ですとかI C T をより一層活用するなどして働き方改革を進め、教職員のウエルビーイングの向上に努めてまいります。

○能登委員長 橋本彩子委員の質疑は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑を終結いたします。

お詫びいたします。本委員会に付託になりました五議案及び十七決算については、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

まず、議案について採決いたします。

お諮りいたします。議第百四十五号から議第百四十九号までの五議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認めます。よって、これら五議案についてはいずれも原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

次に、決算について採決いたします。

お諮りいたします。令和六年度山形県一般会計歳入歳出決算など十七決算については、いずれもこれを認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○能登委員長 御異議なしと認めます。よって、これら十七決算についてはいずれもこれを認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって本委員会に付託されました議案及び決算の審査は全部終わりました。

十二月定例会における委員長報告は私に御一任願います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

午後 零時 三十七分 閉 会

臨時委員長	高 橋 啓 介
委員長	能 登 淳 一
会議録署名委員	阿 部 ひ と み
同	矢 吹 栄 修